



宮 崎 県 公 報

平成21年3月31日（火曜日）号外 第24号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課）	1

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 改正の理由及び主な内容

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、宮崎県税条例の関係する部分について所要の事項を改正することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第25号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 普通税 第1節 県民税（第24条－第31条の8） 第2節～第5節 [略] 第6節 削除 第7節～第10節 [略] 第3章 目的税 第1節 自動車取得税（第77条の2－第77条の5） 第2節 軽油引取税（第78条－第83条） 第3節 [略] 第4章 [略] 附則 （この条例の目的） 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年7月法律第226号。以下「法」という。）に基づき、県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収等について必要な事項を定めることを目的とする。	目次 第1章 [略] 第2章 普通税 第1節 県民税（第24条－第31条の9） 第2節～第5節 [略] 第6節 自動車取得税（第53条－第55条） 第6節の2 軽油引取税（第56条－第59条の3） 第7節～第10節 [略] 第3章 目的税 第1節及び第2節 削除 第3節 [略] 第4章 [略] 附則 （この条例の目的） 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年7月法律第226号。以下「法」という。）その他の法令に定めのあるもののほか、県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収等について必要な事項を定めることを目的とする。

<p>(税目)</p> <p>第 2 条 県税として課する普通税の税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>2 県税として課する目的税の税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 自動車取得税</p> <p>(2) 軽油引取税</p> <p>(3) 狩猟税</p> <p>(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 知事は、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税及び県たばこ税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務、法第 151 条第 3 項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税、鉾区税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び過料の徴収に関する事務並びに軽油引取税に係る賦課徴収（免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。）に関する事務については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 知事は、前 3 項の規定により委任した事務に関し必要があると認めるときは、県税・総務事務所の長に指示することができる。</p> <p>(課税地)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 自動車税は、主たる定置場所在地</p> <p>(7) 鉾区税は、鉾区の所在地</p> <p>(8) 固定資産税は、大規模の償却資産の所在地</p> <p>(9) 自動車取得税は、主たる定置場所在地</p> <p>(10) 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで現実の納入を伴うものに係る当該軽油の納入地。ただし、法第 700 条の 3 第 3 項の場合にあっては当該軽油を販売した事業所の所在地、同条第 4 項の場合にあっては当該燃料炭化水素油を販売した事業所の所在地、同条第 5 項の場合にあっては当該自動車の主たる定置場所在地、同条第 6 項の場合にあっては当該軽油を直接管理する事務所又は事業所の所在地、法第 700 条</p>	<p>(税目)</p> <p>第 2 条 県税として課する普通税の税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 自動車取得税</p> <p>(8) 軽油引取税</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>2 県税として課する目的税の税目は、狩猟税とする。</p> <p>(県税・総務事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 知事は、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税及び軽油引取税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務（軽油引取税については、免税軽油使用者証及び免税証の交付並びに免税軽油の引取り等に係る報告に関する事務を除く。）並びに自動車取得税、法第 151 条第 3 項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税及び鉾区税に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び過料の徴収に関する事務については、前項の規定にかかわらず、宮崎県税・総務事務所の長に委任する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 知事は、前各項の規定により委任した事務に関し必要があると認めるときは、県税・総務事務所の長に指示することができる。</p> <p>(課税地)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 自動車取得税は、主たる定置場所在地</p> <p>(7) 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで現実の納入を伴うものに係る当該軽油の納入地。ただし、法第 144 条の 2 第 3 項の場合にあっては当該燃料炭化水素油を販売した事業所の所在地、同条第 4 項の場合にあっては当該軽油又は燃料炭化水素油を販売した事業所の所在地、同条第 5 項の場合にあっては当該自動車の主たる定置場所在地、同条第 6 項の場合にあっては当該軽油を直接管理する事務所又は事業所の所在地、法第 144 条の 3 第 1 項の場合にあっては当該消費、譲渡若しくは輸入する者又は当該軽油に係る免税証の交付を受けた者の当該消費、譲渡若しくは輸入又は当該免税証の交付について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、法第 144 条の 4 第 2 項の場合にあっては当該軽油を製造する行為が行われた場所の所在地、法第 144 条の 22 第 4 項の場合にあっては当該軽油の引取りについて直接関係を有する事務所又は事業所の所在地</p> <p>(8) 自動車税は、主たる定置場所在地</p> <p>(9) 鉾区税は、鉾区の所在地</p> <p>(10) 固定資産税は、大規模の償却資産の所在地</p>
---	--

の 4 第 1 項の場合にあっては当該消費、譲渡若しくは輸入する者又は当該軽油に係る免税証の交付を受けた者の当該消費、譲渡若しくは輸入又は当該免税証の交付について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、法第 700 条の 4 の 2 第 2 項の場合にあっては当該軽油を製造する行為が行われた場所の所在地、法第 700 条の 16 第 4 項の場合にあっては当該軽油の引取りについて直接関係を有する事務所又は事業所の所在地

(11) [略]

3 [略]

第 2 章 普通税

第 6 節 削除

第 53 条から第 59 条まで 削除

(11) [略]

3 [略]

第 2 章 普通税

第 6 節 自動車取得税

(自動車取得税の報告)

第 53 条 自動車の取得をした者は、その取得価額が自動車取得税の免税点以下である場合又は当該自動車の取得が法第 115 条第 2 項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、法第 122 条の第 1 項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、自動車の取得が法第 113 条第 1 項又は第 114 条第 1 項若しくは第 2 項の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該報告書に添付しなければならない。

(自動車取得税の証紙徴収の手続)

第 54 条 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税の申告書又は修正申告書を知事に提出する際、当該申告書又は修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示を受けることによって自動車取得税を払い込まなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めた場合は、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することによって、自動車取得税を払い込むことができる。

2 前項の証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車取得税の減免)

第 55 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

(1) 日本赤十字社の救急自動車、へき地巡回診療車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

(2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。）の開設する病院又は診療所（以下「公的医療機関」という。）の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得

(3) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）、精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）、身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢 18 歳未満の身体障害者である場合又は自ら運転をしない精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要と認めるもの

(4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められ

る自動車の取得（前号に掲げる自動車の取得を除く。）又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のものの取得

第 6 節の 2 軽油引取税

（特別徴収義務者の指定等）

第56条 軽油引取税の特別徴収義務者として次に掲げる者を指定する。

- (1) 元売業者
- (2) 特約業者
- (3) 前各号に掲げる者を除くほか、徴収の便宜を有する者で知事の定めるもの

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

（特別徴収義務者としての登録）

第57条 前条第 1 項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所において事業を開始しようとする場合にはその 5 日前までに、事務所又は事業所において事業を開始した後に特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の 5 日後までに、引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りではない。

2 前項の登録を申請する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 事務所又は事業所において事業を開始しようとする場合

- ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- イ 事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名
- ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
- エ 事務所又は事業所における事業開始年月日
- オ アからエまでに掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(2) 事務所又は事業所において事業を開始した後に特別徴収義務者として指定された場合

- ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- イ 事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名
- ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要
- エ 特別徴収義務者として指定された日
- オ アからエまでに掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

- ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- イ 軽油の納入地
- ウ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称
- エ アからウまでに掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

3 前項の登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、その変更を生じた日から 5 日以内にその変更事項を届け出なければならない。

4 知事は、登録をしたときは、登録をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せ

られた者であることを証する証票を交付する。

(登録特別徴収義務者の登録の消除)

第58条 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

2 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

(1) 事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。

(2) 県内において1年以上軽油の納入が行われないこと。

3 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第59条 法第 144条の21第7項ただし書の規定により免税軽油使用者が免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

2 前項の場合において、免税軽油の引取りを行おうとする免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証の裏面に必要事項を記載し、記名押印しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例)

第59条の2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別な事情があると知事が認めるものに係る法第 144条の27第1項の報告書の提出の期限は、同項の規定にかかわらず、免税証の有効期間の末日の属する月の翌月の末日とする。

(軽油引取税の充当)

第59条の3 知事は、法第 144条の30第1項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

第7節 自動車税

(自動車税の徴収の方法)

第62条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の証紙代金収納計器の取扱いについては、自動車取得税に係る証紙代金収納計器の取扱いの例による。

(身体障害者等に対する自動車税の減免)

第64条の2 知事は、身体障害者等が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者で自ら運転をしないものと生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

第7節 自動車税

(自動車税の徴収の方法)

第62条の2 [略]

2～4 [略]

5 第3項の証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(身体障害者等に対する自動車税の減免)

第64条の2 知事は、身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者で自ら運転をしないものと生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下この条において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

（公的医療機関に対する自動車税の減免）

第65条 知事は、医療法（昭和23年法律第 205号）第31条に規定する厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。）の開設する病院又は診療所（以下「公的医療機関」という。）が使用する救急自動車又はへき地巡回診療車に対しては、当該自動車を所有する公的医療機関の開設者の申請により、自動車税を減免することができる。

第 3 章 目的税

第 1 節 自動車取得税

第77条の 2 削除

（自動車取得税の報告）

第77条の 3 自動車の取得をした者は、その取得価額が自動車取得税の免税点以下である場合又は当該自動車の取得が法第 699条の 4 第 2 項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、法第 699条の11第 1 項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、自動車の取得が法第 699条の 2 第 1 項又は第 699条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該報告書に添付しなければならない。

（自動車取得税の証紙徴収の手続）

第77条の 4 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税の申告書又は修正申告書を知事に提出する際、当該申告書又は修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器により当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示を受けることによって自動車取得税を払い込まなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めた場合は、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することによって、自動車取得税を払い込むことができる。

2 前項の証紙代金収納計器の取扱いについては、自動車税に係る証紙代金収納計器の取扱いの例による。

（自動車取得税の減免）

第77条の 5 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免することができる。

- (1) 日本赤十字社の救急自動車、へき地巡回診療車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (2) 公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得
- (3) 身体障害者、精神障害者、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は自ら運転をしない精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要と認めるもの
- (4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得（前号に掲げる自動車の取得を除く。）又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のものの取得

第 2 節 軽油引取税

（特別徴収義務者の指定等）

第78条 軽油引取税の特別徴収義務者として次に掲げる者を指定す

（公的医療機関に対する自動車税の減免）

第65条 知事は、公的医療機関が使用する救急自動車又はへき地巡回診療車に対しては、当該自動車を所有する公的医療機関の開設者の申請により、自動車税を減免することができる。

第 3 章 目的税

第 1 節及び第 2 節 削除

第77条の 2 から第83条まで 削除

る。

(1) 元売業者

(2) 特約業者

(3) 前各号に掲げる者を除くほか、徴収の便宜を有する者で知事の定めるもの

2 前項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日特別徴収義務者でなくなるものとする。

(特別徴収義務者としての登録)

第79条 前条第1項の規定によって軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所において事業を開始しようとする場合にはその5日前までに、事務所又は事業所において事業を開始した後に特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の5日後までに、引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りではない。

2 前項の登録を申請する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 事務所又は事業所において事業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

イ 事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 事務所又は事業所における事業開始年月日

オ アからエまでに掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(2) 事務所又は事業所において事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

イ 事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

ウ 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要

エ 特別徴収義務者として指定された日

オ アからエまでに掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合

ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

イ 軽油の納入地

ウ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称

エ アからウまでに掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

3 前項の登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、その変更を生じた日から5日以内にその変更事項を届け出なければならない。

4 知事は、登録をしたときは、登録をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付する。

(登録特別徴収義務者の登録の消除)

第80条 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があったとき、又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなったときには、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

2 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、当該登録特別徴収義務者の登録を削除することができる。

(1) 事務所又は事業所が県内に所在しなくなったこと。

(2) 県内において1年以上軽油の納入が行われていないこと。

3 知事は、登録特別徴収義務者の登録を削除したときは、その旨を当該削除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第81条 法第 700条の15第 7 項ただし書の規定により船舶の使用者等が免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

2 前項の場合において、免税軽油の引取りを行おうとする免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証の裏面に必要事項を記載し、記名押印しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例)

第81条の 2 免税軽油使用者証の交付を受けた者のうち引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別な事情があると知事が認めるものに係る法第 700条の20の 2 第 1 項の報告書の提出の期限は、同項の規定にかかわらず、免税証の有効期間の末日の属する月の翌月の末日とする。

(軽油引取税の充当)

第82条 知事は、法第 700条の21の 2 第 1 項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

第83条 削除

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

19 平成18年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の 3 とする。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

19 平成18年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の 3 とする。